

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年11月12日
【会社名】	株式会社あさくま
【英訳名】	ASAKUMA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横田 優
【本店の所在の場所】	愛知県日進市赤池町西組32番地 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市天白区植田西2丁目1410番地
【電話番号】	052-800-7781 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 西尾 すみ子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の連結子会社である株式会社竹若が破産手続開始の申立てを行いましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第17号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 : 株式会社竹若

本店の所在地 : 東京都中央区築地四丁目7番5号

代表者の氏名 : 代表取締役 諏訪部 浩通

(2)当該破産手続開始の申立て等を行った年月日

2021年8月25日

(3)当該破産手続開始の申立て等に至った経緯

当社の連結子会社株式会社竹若は、客数の底上げによる売上高の増加を見込んで、2020年2月28日当社グループに加入しました。加入後すぐに、新型コロナウイルス感染症拡大による外食不況の流れに逆らうことができず、当社が資金援助を行ってまいりましたが、想定していた収益を上げることが叶わず、2021年3月末をもって全店舗休業に至りました。その後、私的整理により、経費を少なくし債権者への配当額を少しでも多くする方法を模索しましたが、賛同を得られず、当社にとりまして、これ以上の資金援助は有益ではなく、裁判所による破産手続が最も適切と判断し、破産手続開始の申し立てを行うことになりました。

(4)当該破産手続開始の申立て等の内容

管轄裁判所 : 東京地方裁判所

事件番号 : 令和3年(フ)第5083号

申立者代理人 : 弁護士 伊藤 治

当該子会社の負債の総額 : 997百万円

以上